

第3次改正商標法を踏まえた中国商標法の基礎知識



主催: マイツグループ 協賛: 一般社団法人アジア国際協力連携支援機構(略称:AICA) / 株式会社クイック / マイツグループ 中国・アジア進出支援機構
 後援: アジア経営者連合会アジア研究本委員会 / SATO GROUP / ビジネス会計人クラブ / とよけ経営
 Global Management Action Club of SCP(略称:G-MACS) / 和僑ネットワーク

人口13億人を超えるマーケットを有する中国において、ビジネス展開をする場合には、グローバルなブランド戦略を構築し、同国での商標権の取得をすることが必要となります。中国は世界第1位の商標大国であり、商標権を有効に活用するためには、中国商標法の知識の理解が不可欠です。そこで、本セミナーでは、本年5月1日に施行された第三次改正中国商標法に基づく中国商標法の基礎知識及び出願を行う上での実務上の留意点について、具体的にわかりやすく説明します。

講師 **伊藤法律特許事務所**
伊藤 卓 弁護士・弁理士

参加費
無料

定員
50名



- ・ 東北大学大学院工学研究科 博士前期課程土木工学専攻修了
- ・ 成蹊大学大学院法務研究科修了
- 1997年 弁理士登録、国内特許事務所
- 2008年 弁護士登録、国内法律事務所
- 2014年 伊藤法律特許事務所開設

国内特許事務所において、国内外における知的財産権の出願業務、鑑定業務等の知的財産関連業務全般に従事する。国内法律事務所では、知的財産権に関する紛争解決業務や権利の活用に関するコンサルティング業務、その他企業法務、一般民事業務に従事する。

2012年から現在までは中国・上海を拠点とし、上海マイツにて法務顧問を務める他、現地の法律事務所、特許事務所及び会計事務所において、日系企業の中国進出支援業務等に従事する。現在も上海と東京を毎月行き来して、中国関連業務を行っている。

日時
 2014年11月20日(木)
 14:00～16:00 (受付開始:13:30～)

セミナー内容

1. 中国における商標出願の状況
2. 中国商標出願の留意点
 - (1) 手続上の留意点
 - (2) 商標を決定する場合の留意点
 - (3) 商品・役務を決定する場合の留意点
3. 中国における商標権の効力

会場
 株式会社クイック セミナールーム
 東京都港区赤坂2丁目11-7 ATT新館6階

お申込み・お問合せ

株式会社マイツ TEL:03-5549-2021 FAX:03-5549-2023 mail:seminar@myts-group.com
 (事務所移転のため11月10日(月)以降は、TEL:03-6261-5323 FAX:03-6261-5324 へお問い合わせください。)
 下記にご記入のうえ、Faxまたはメールにてお申し込みください。

会社名:		部署名:	
役職:		フリガナ: お名前	
〒 ご住所:			
TEL:		FAX:	
Email:			

※先着順とし、定員になり次第、締め切らせて頂きます。お早目にお申し込みください。

〈個人情報保護について〉 セミナーのお申込に際して、ご提供頂きました個人情報につきましては、本セミナー運営に関する事項以外に、関連セミナー開催の案内に利用させて頂く場合がございます。